

新旧対照表

新補助金交付要綱 (案)	旧補助金交付要綱
<p style="text-align: center;">高知県地域共生社会推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(県内発注)</u> <u>第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>附 則 1 略 2 略 3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 第4条の規定による申請は、令和8年3月24日以降から行うことができる。</u></p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係) 略 別表第2 (第5条、第6条関係) 略 別記 第1～5号様式 略 別紙1 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県地域共生社会推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第10条 略</p> <p>附 則 1 略 2 略 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係) 略 別表第2 (第5条、第6条関係) 略 別記 第1～5号様式 略 別紙1 略</p>

新補助金交付要綱 (案)	旧補助金交付要綱
<p>別紙2 <u>科目欄の賃金(名) の削除</u></p> <p>別紙3～6 略</p> <p>別紙7 <u>科目欄の賃金(名) の削除</u></p> <p>別紙8～9 略</p>	<p>別紙2 <u>科目欄の賃金(名)</u></p> <p>別紙3～6 略</p> <p>別紙7 <u>科目欄の賃金(名)</u></p> <p>別紙8～9 略</p>